

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 27 年 10 月 30 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
十余三地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 27 年 10 月 23 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○経営体数

個人 5 経営体（うち認定農業者 2 経営体）
（うち認定新規就農者 2 経営体）

法人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。

5. 地域農業の将来のあり方

当地区は市のほぼ中央に位置し、成田空港に面して畑作地帯が広がっている。集落内では空港関係での移転や農業者の高齢化が進んだ結果、農業者の減少に歯止めがかからない。

一方、ここ数年は地区外の新規就農者等が地区内の農地を借り受け、規模拡大を目指しているほか、親の後を継ごうとする農業後継者もいる。

今後は、成田国際空港株式会社の下、認定農業者や認定新規就農者など地域の中心となる経営体への利用集積を進め、低コスト化及び効率化の取組を通じて経営強化を図るとともに、新規就農者などの多様な担い手の確保・育成に努め、地域農業の維持・発展を目指す。

6. 農地中間管理事業の活用方針

当地区の農地の特性上、現時点では農地中間管理事業の活用は見込まれない。